

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課会計年度任用職員（交通事故相談員） 募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県県民生活部防犯・交通安全課に勤務する会計年度任用職員（交通事故相談員）を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

交通事故相談員

(2) 募集人員

5名

(3) 勤務場所

県民相談総合センター

（さいたま市浦和区高砂3－15－1 埼玉県庁第2庁舎1階）

(4) 職務内容

県民からの交通事故に関する相談への助言

(5) 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 応募資格

(1) 次のいずれかの要件を満たす人

ア 自動車保険の査定業務経験が3年以上あること

イ 行政機関での交通事故に関する相談業務経験が1年以上あること

(2) Word や Excel などパソコンの基本的な操作ができること

(3) (1) (2) にかかわらず、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が

イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週4日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）29時間

勤務日の割り振りは所属長が指定します。

(2) 勤務時間

午前8時45分から午後5時まで（うち休憩時間1時間）

(3) 報酬

月額 165,800円～196,800円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5) 交通費

実費相当分を支給（県の規定による）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(6) 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) 休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

※「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

(1) 1次審査：提出書類による書類審査

(2) 2次審査：1次審査の合格者を対象に面接

面接は2月上旬を予定しています。詳細な時間等は追って連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

(3) 最終合格：2月20日（金）までに2次審査受験者全員に連絡します。

5 提出書類

(1) 履歴書（第7号様式）、身上書（第8号様式）

※1次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2) 交通事故相談員エントリーシート（別記様式）

（ただし様式記載事項が網羅されていれば自作可、パソコン作成での印刷可）

(3) 作文（様式任意、パソコン作成可）

作文：400字程度

テーマ：「交通事故相談において自分が貢献できること」

交通事故相談に当たりあなたがやりたいことやアイディアを自由に書いてください。

6 申込期限等

(1) 申込方法

応募書類を埼玉県県民生活部防犯・交通安全課まで直接持参するか、下記の応募・問合せ先まで郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に、「会計年度任用職員（交通事故相談員）採用選考申込書在中」と朱書きしてください。

※郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(2) 受付期間

令和8年1月6日（火）～令和8年1月15日（木）

※郵送の場合 1月15日（木）必着

※直接持参の場合 受付時間 9時から17時まで（土曜・日曜・祝日は除く）

※応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります。

7 応募書類の提出・問合せ先

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 総務・交通安全担当 松本、西中、稻垣

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（第3庁舎1階）

TEL 048-830-2955